♧♧♧ **～弁護士の女房のつぶやき～** 母は 90 歳 ♧♧♧

夕方早く帰宅すると家の前に一輪車がありました。「一輪車」と言っても子どもが乗るものではなく、作業用の荷物を運ぶものです。これは母の作業道具。そう、母が我が家に草むしりや花の手入れにきてくれているのです。一輪車で鍬やバケツを持ってきて草むしりや花の手入れをした後に、我が家の残飯が入ったバケツを持ち帰り自宅でたい肥にして、それを家庭菜園への肥料にしています。母に残飯の処理をさせることが母をこき使っているようで私はとても心苦しくて何回かゴミの袋に入れたこともあるのですが、母は残飯でのたい肥作りを「楽しみにしている」と言うのです。そして目の前に住んでいる私の家に毎日やってきては家の用事まで済ませてくれます。勤勉な人です。そんな母が先日90歳になりました。▲ちょうど県外に住んでいる子どもが2人帰省していたので、我が家で母の誕生パーティーをすることになりました。娘がケーキを注文してくれて、100均で誕生日用の部屋の飾り付けを購入して部屋のしつらえ。私はバタバタと料理の支度。メインは母の好きなちらし寿司（買ってきました（笑））。あと、揚げ物・煮物・野菜サラダ。母は少しの日本酒で乾杯をしてハッピバースデイ(^^♪)を歌って・・。ささやかなお祝いでした。娘が頼んでくれたケーキはバラの飾りが美しくてこんな素晴らしいケーキを作ってくれたケーキ屋さんに感謝。母もびっくりした様子です。ケーキ入刀は末っ子がお手伝い。とてもおいしい！最後は花束とメッセージカード（色紙）の贈呈。母は何だか感極まった様子で私も胸が一杯になりました。▲母の日常は畑仕事と我が家の手伝い。季節ごとに花や畑の作物を育てています。母日く「草も作っている （笑）」。そう、草むしりも日々の仕事。やりたいことがまだまだあるようで、外にでれば本を買い、先日はミシンまで買っています。時折自分の体を酷使しているようでもありますが、「自分のやりたい事があり、かつ娘の家族の為にやるべき事がある」それが母を長生きさせているのかもしれません。▲母は耳が少し遠いものの今のところ元気で、週末になると私の車に乗って日用品の買い物に出かけます。先日もデパートに行き「いつまで生きるかわからんけど・・」と言いながらも洋服を買っていました。「ミシンまで買っている人の言うことかな？」と私は可笑しくなりました。

樫八重総合法律事務所（法律・税理） 通信№46 令和7年 秋号

宮崎市橘通東 4-1-27 パークコート橘通 6 階 Tel:0985-27-2558 Fax:0985-27-2669

E-Mail: kashiyae-lawoffice@office.made.ne.jp 営業時間 9:00～18:00

Kashiyae news

2025 年 秋 号

カシアコリンボーサ

マメ科センナ属の常緑低木で、黄色い花を咲かせることが特徴です。花期は８月から10 月で、満開時になると ３ cmほどの花が咲き、夜になると葉が閉じるというユニークな特性があります。

花言葉は「輝かしい未来」。黄金を思わせるような鮮やかな黄色の花からイメージされた花言葉です。

お役立ち情報室

相続について　No.2　手続き

相続は、誰もが経験することです。相続が発生した場合にはそれに伴う諸手続きがあり、期限が決まっているものもあります。相続発生後10ケ月以内にする手続きは前回お伝えしましたが、今回は相続税の申告につきまして相続税額の計算方法や特例、相続発生後の重要な手続きについてお伝えします。

相続発生後から 10 ケ月以内までにする手続き～相続税の申告と納税～

相続税の申告・納税は、相続開始を知った日の翌日から10ヶ月以内に行う必要があります。ただし、遺産の総額が「3，000万円＋（600万円×相続人の数）」を超える場合になりますが、超えない場合は行う必要はありません。

●相続財産等の総額が、相続税の基礎控除額を超えている場合

例：相続人が配偶者と子ども 3 人の場合

3,000 万円+（600万円×4 人）＝5,400 万円…基礎控除額

遺産の総額から 5,400 万円を超える部分に相続税が掛かります。

例えば遺産に家と土地があった場合はその評価額や預貯金を総合して、総資産が 6,000 万円だった場合には、

6,000 万円—5,400 万円＝600万円←この600万円が課税対象額になります。

●配偶者軽減措置の適用を受ける場合

配偶者が相続した財産のうち、法定相続分または1億6千万円のいずれか高い金額までは相続税がかかりませんが、配偶者がこの適用を受ける場合は、相続税の申告が必要です。

●小規模宅地等の特例の適用を受ける場合（この適用を受けるには要件があります）

小規模宅地等の特例とは、被相続人が居住や事業に利用していた宅地等を相続した場合に適用できる制度です。相続税の課税価格の算定では、その宅地の価格を一定面積まで一定割合減額することができます。小規模宅地の特例の適用を受けることによって、相続税評価額が最大で80％軽減されます。この小規模宅地等の特例を受ける場合には、相続税申告書にこの特例を適用使用とする旨を記載して、一定の書類を添付して税務署に提出する必要があります。

●相続財産を公益法人などに寄付した場合の非課税の特例

相続や遺贈で取得した財産を相続税の申告期限までに、国や地方公共団体、公益法人などに寄付した場合、その寄付をした財産には相続税がかかりません。ただし、この場合にも申告期限までに申告が必要になります。その他、農地の納税猶予の特例、特定計画山林の特例など、申告が必要な特例があります。

※10ヶ月を過ぎて申告した場合、その理由によっては「無申告加算税」と「延滞税」というペナルティが発生することがあるので注意が必要です。

相続発生後から1年以内までにする手続き～遺留分侵害請求～

遺留分とは、一定の相続人のために相続に際して法律上取得することを保障されている相続財産の一定割合のことで、被相続人の生前の贈与または遺贈によっても奪われることのないもののことをいいます。例えば、配偶者がいる者が「妹に全てを相続させる」という遺言をした場合、この遺言は配偶者に保障されている遺留分を侵害していることになります。遺留分侵害額請求権は、相続の開始および遺留分を侵害する遺贈や贈与を知ったときから1年で時効消滅してしまいます。内容証明郵便の送付や調停の申立て等によって、遺留分を請求する意志を相手方（上の例では妹）に伝えておけば1年の消滅時効の完成を阻止することができますし、一旦遺留分を請求する意志を伝えておけばその後は一般の債権の消滅時効期間と同じで5年間は時効にはかかりません。

相続発生後2年以内に対応すべき手続き～葬祭費・埋葬費・高額医療費の申請

葬祭費や埋葬費は、被相続人の葬儀費用を補填するものです。被相続人が国民健康保険の加入者だった場合は3万円～7万円の葬祭費が、また協会けんぽの加入者だった場合は一律5万円の埋葬料が支給されます。高額医療費は、被相続人の医療費が所得に応じた上限額を超過した場合に請求できます。

●相続発生後3年以内には相続登記の手続きを実施しなければなりません。相続登記は2024年4月から義務化されており、「不動産の所有権を取得したことを知った日から3年以内」に手続きを行う必要があります。また、生命保険の死亡保険の請求も3年が過ぎると時効消滅してしまいます。これらは次回にお伝えします。